

箱根町災害時要援護者避難支援計画

みんなでささえる地域の安心



平成24年3月
箱根町

も く じ



第 1 章 基本的な考え方

1.	災害時要援護者避難支援計画とは	1
2.	箱根町の状況について	1
3.	計画の位置付け	3
4.	計画の基本方針	3
5.	計画の期間	3
6.	災害時要援護者とは	4
7.	推進体制	4

第 2 章 災害に備えた事前体制の整備

1.	災害時要援護者支援制度実施要綱について	5
2.	要援護者の情報の収集について	5
3.	要援護者支援のしくみ	7
4.	自分、地域、町の役割分担	8

第 3 章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

1.	避難準備情報等の提供	9
2.	避難準備情報等の具体的な判断基準の作成	9
3.	情報伝達体制の整備	9
4.	情報伝達の流れ、避難誘導 【災害発生前】	10

第 4 章 避難誘導・安否確認体制の整備

1.	要援護者の避難体制等整備	11
2.	災害発生後の避難誘導	12
3.	安否確認情報の収集体制	13

第5章 避難所等における支援体制の整備

1. 避難所の開設	14
2. 避難所等の整備	14
3. 広域支援体制の確立	14
4. 避難所における支援等	14
5. ボランティアとの連携	16
6. 生活リズムの適正保持	17
7. 仮設住宅への入居	17
8. 仮設住宅入居者に対する生活物資の供給	17
9. 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制	17

第6章 日ごろの備え

1. いざという時に備えて	18
2. 住まいの建物の安全点検と対策	18
3. 家の中の安全対策	18
4. 日常用持出品の準備と災害に備えた備蓄	19
5. 避難時の台帳等の携帯	20
6. 避難経路の確認	20
7. 外出時の備え	21
8. 日ごろのコミュニケーション	21

第7章 災害発生時

1. 家の中にいるときの安全確保	23
2. 外出中の際の安全確保	25



第8章 避難生活

1.	避難場所へ避難したとき	27
2.	避難せず自宅で生活するとき	27
3.	生活リズムの適正保持	27
4.	相談窓口	27



《資料》

● 対象区分ごとの留意事項について	
・高齢者の方のために（ひとり暮らし・寝たきり・認知症）	28
・身体に障がいがある方のために（視覚）	30
・身体に障がいがある方のために（聴覚）	32
・身体に障がいがある方のために（肢体）	34
・身体に障がいがある方のために（内部）	36
・難病の方のために	38
・知的障がいがある方のために	39
・精神障がいがある方のために	40
・妊産婦・乳幼児のために	42
・外国人の方のために	44
・緊急会話カード	46

第1章 基本的な考え方

1. 災害時要援護者避難支援計画とは

要援護者に関する避難支援プランの具体的な推進方法を定めた全体計画（この計画のことを指します。）と、その計画に基づいて、災害時または災害の発生が予測されるとき（以下「災害時等」という。）に「誰が、誰を、どのように支援する。」という具体的な個別計画の2本立てとします。

個別計画は、「箱根町災害時要援護者登録同意書兼登録台帳」を指します。

2. 箱根町の状況について

(1) 地勢

富士火山帯に属する箱根火山によって形成され、典型的な複式火山地帯です。その地形は複雑をきわめ町の行政区域は、富士山を高度 1,000m内外の中腹で横に切ったふちのような古期外輪山と主峰である神山（標高 1,438m）を中心とした中央火口群や屏風山から碓氷峠まで弧状線を描く新期外輪山等で形成され、その中に河川・湖沼・草原を配した一大自然美を展開しています。山林原野の占める面積の割合を見ると49.1%であり、河川湖沼等を加えると、その割合は92.5%となり、町全体が山岳地形となっています。

(2) 位置

神奈川県南西部に位置し、東京から約 80 kmの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県3市2町と境していますが、町面積の大部分は、高原と山岳地帯から成り、隣接の市町とは地形的に隔てられています。



面積及び広がり (平成 17 年 4 月 1 日)

面積 (km ²)	広がり (km)	
	東西	南北
92.82	13.53	12.82

(3) 気象条件

気象は、低地と高地では四季を通じて大きな差があり、特に夏季と冬季においてはその差が著しくなっています。

低地である湯本地域は西湘方面の温暖地と変わりませんが、高地では、夏季を中心に降水量が非常に多く（年間平均降水量で、約 3,400 ミリ）、低地と高地では年間降水量で約 600 ミリ以上の差があります。また、冬季における気温は、平均 3 度から 7 度の温度差があります。

また、最低気温については、低地では 0 度前後であるのに対し、高地においては、零下 10 度以下になることもあります。

(4) 地域別人口等

区 分	湯本地域	温泉地域	宮城野地域	仙石原地域	箱根地域	計
人 口	3,301人	1,321人	3,371人	3,743人	1,246人	12,982人
	25.4%	10.2%	26.0%	28.8%	9.6%	—
世 帯 数	1,825世帯	685世帯	1,829世帯	1,928世帯	678世帯	6,945世帯
	26.3%	9.9%	26.3%	27.7%	9.8%	—
高 齢 者 (65歳以上)	989人	420人	973人	1,056人	353人	3,791人
	26.1%	11.1%	25.7%	27.8%	9.3%	—
うち ひとり暮らし	258人	92人	178人	149人	72人	749人
	34.4%	12.3%	23.8%	19.9%	9.6%	—
要介護・ 要支援者	154人	55人	152人	112人	29人	502人
	30.7%	10.9%	30.3%	22.3%	5.8%	—
障がい者等	168人	66人	166人	154人	46人	600人
	28.0%	11.0%	27.6%	25.7%	7.7%	—
妊 産 婦	8人	1人	12人	12人	8人	41人
	19.5%	2.4%	29.3%	29.3%	19.5%	—
乳 幼 児	104人	45人	126人	116人	31人	422人
	24.6%	10.7%	29.9%	27.5%	7.3%	—
外 国 人	41人	15人	42人	56人	12人	166人
	24.7%	9.0%	25.3%	33.7%	7.3%	—

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

* 要介護・要支援者総数については住所地特例者を除く

* 乳幼児は小学校就学前の者

3. 計画の位置付け

平成20年3月に策定（修正）された「箱根町地域防災計画」の中に位置付けられている災害時要援護者対策、平成23年3月に策定された「箱根町地域福祉計画」の中に位置付けられた要援護者の避難支援等の安全対策に関することを具体化したものです。

4. 計画の基本方針

当町の地勢から災害等が発生した場合、孤立する集落ができる可能性があります。そこで、災害時等に要援護者に対する支援が、公的支援のみでは迅速な人的配置等が難しいことから、プライバシーに配慮しつつ地域が主体となった支援体制を作ります。

5. 計画の期間

期間は定めず、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、要援護者の避難支援体制の整備に万全を期します。



6. 災害時要援護者とは

次に掲げる方のうち、居宅において生活する方で、災害時等に自力で避難することが難しく、避難等の支援を希望している方とします。

- (1) 自分の身に危険が差し迫ったときにそれを察知する能力がない、または困難な方
- (2) 自分の身に危険が差し迫ったときにそれを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な方
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な方
- (4) 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な方

【対象者】

◎高齢者

65歳以上のひとり暮らしの方及び65歳以上の方のみで構成される世帯の方

◎介護保険における要介護認定を受けていて、要介護3以上の方

◎障がい等

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が1級及び2級の方
- ・療育手帳の交付を受けていて、障がいの程度がA判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障がいの程度が1級及び2級の方
- ・難病や認知症等で支援が必要な方
- ・透析をされている方

◎妊産婦、乳幼児

◎外国人

※上記以外の方であっても、実態を踏まえながら町長が避難支援を必要であると認めるときは対象となります。

7. 推進体制

推進については、町が中心となり進めていきます。

要援護者の避難支援体制については、全体計画の作成を町が行い、一人ひとりの個別計画の作成については、各地域の実情に応じて、民生委員・児童委員、自治会が役割分担をしながら行います。

第2章 災害に備えた事前体制の整備

1. 災害時要援護者支援制度実施要綱について

要援護者が、それぞれの地域において災害時等に避難支援を受けることができる制度を構築するため、「箱根町災害時要援護者支援制度実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、要援護者情報を一元管理することにより、災害時等に速やかな支援を図ります。

2. 要援護者の情報の収集について

災害時等に要援護者の安否確認や避難誘導、また、避難所での生活支援を行うには要援護者の情報把握と要援護者を支援する関係者〔民生委員・児童委員、自治会、避難支援者（以下「地域支援者」という。）〕との間で、情報共有や信頼関係が必要となるため、以下の方法で情報収集を行います。

（1）登録の方式

ア. 手上げ方式

要援護者本人が台帳への登録を希望し、台帳を作成する方式です。

イ. 同意方式

要援護者が来庁された時や地域支援者等の協力により、本人や家族に働きかけ、登録についての同意を得て必要な情報を把握して作成する方式です。

ウ. 関係機関共有方式

災害時等に要援護者の生命を守るため要援護者から同意を得ないで、町において、平常時から福祉部が保有する要援護対象者情報を用いて作成する方式です。

（2）登録の方法

登録にあたっては、要援護者が希望する支援内容について、本人または代理人が申請します。避難支援者の選定にあたっては、家族が基本となりますが、他には、近隣のできるだけ身近な人で、長期的に支援可能な人となるようにします。

なお、台帳の内容に変更、または登録の取り消しをするときは、登録者等が届け出をするものとします。

ア. 登録、または内容の変更

箱根町災害時要援護者登録同意書兼登録台帳

イ. 転出、死亡等

箱根町災害時要援護者登録取消届

(3) 要援護対象者名簿の作成

町は、前記「登録の方式」により、災害時要援護対象者名簿（以下「対象者名簿」という。）を作成します。「ウ」の方式については、住民基本台帳、高齢者世帯状況台帳、介護保険被保険者台帳、身体障害者手帳所有者台帳、療育手帳所有者台帳、精神障害者保健福祉手帳所有者台帳、妊娠届出台帳より「氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、身体等の状況等」を抜き出し作成します。（災害時等に自力で避難行動が可能であり、支援を必要としない人が含まれることに留意します。また、これらの情報は、平常時には個人情報の保護から外部への提供はしません。）

なお、防災訓練等で利用する場合は、その都度、本人に了承を得ることとします。

(4) 台帳等の整理及び管理

ア. 台帳及び名簿は、地域ごとに整理しておき、台帳は、本書を町が管理し、複写を登録者、避難支援者に配布し情報の共有をします。

また、名簿については、本書を町健康福祉課が管理し、複写を民生委員・児童委員、自治会、町総務課・子育て支援課に配布し、情報の共有をします。

イ. 台帳の内容に変更があったときは、登録者等が台帳の変更を町に届け出をして、登録者、避難支援者は、変更前の台帳を町に返却するものとします。

ウ. 登録の取消しをするときは、町は避難支援者から台帳の返還を受け、名簿から削除します。

エ. 情報の管理にあたっては、施錠可能な場所に保管し、漏えい等に万全の注意を払い、適正にそれぞれが管理します。

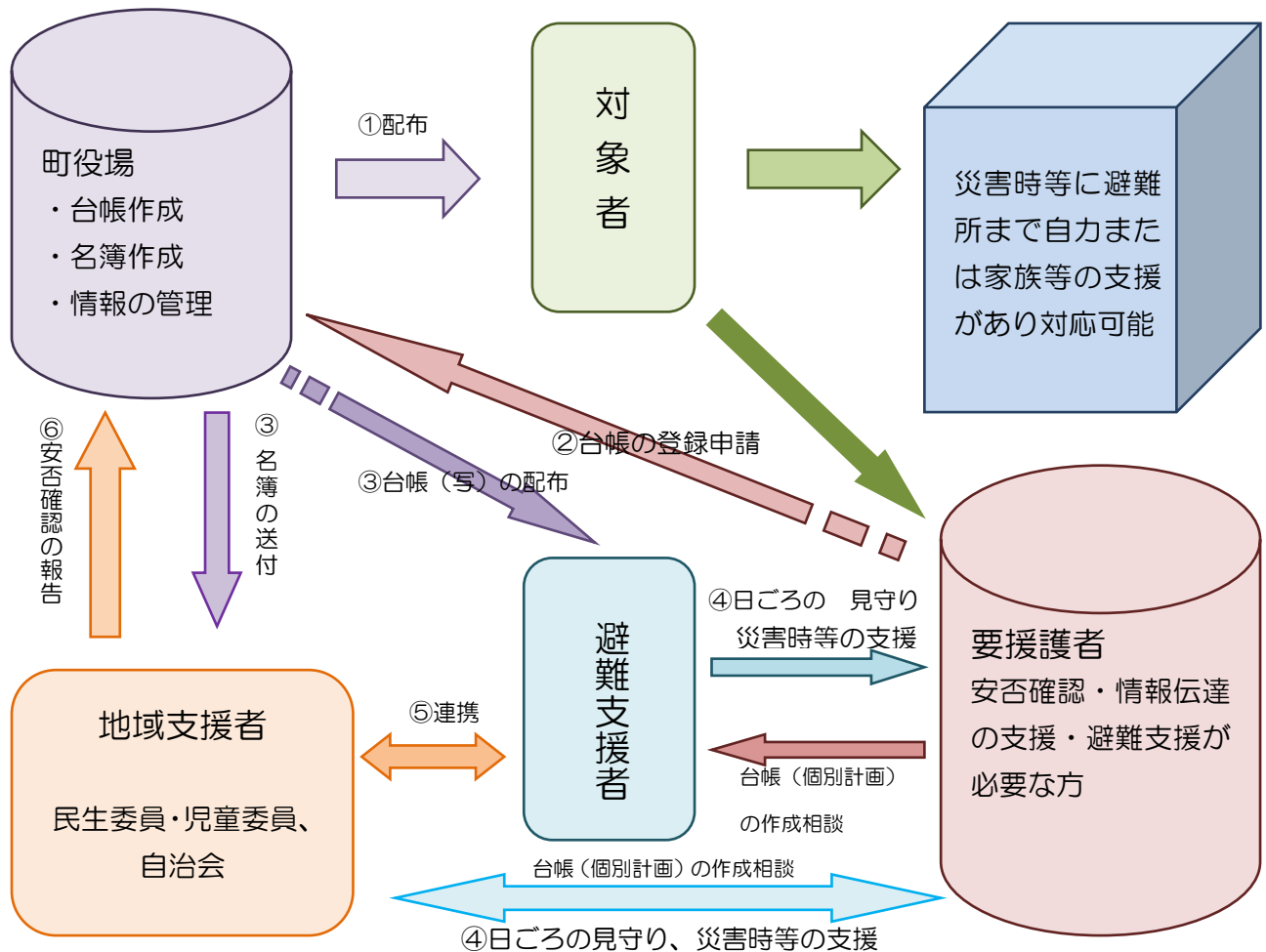
(5) 推進及び周知

全体計画の内容や台帳への登録は、町の広報やホームページ、関係機関等の協力を得て対象者に周知し推進します。



3. 要援護者支援のしくみ

災害時等に備えて要援護者の「所在情報等」を把握し、あらかじめ地域支援者等に周知することにより、要援護者に対する理解と災害時等の避難支援、安否確認に役立てるため、台帳（個別計画）の作成をします。



- ① 町（健康福祉課・子育て支援課）は、対象者に台帳（個別計画）を配布します。
- ② 支援が必要な対象者は、避難支援者の同意を得て、町（健康福祉課・子育て支援課）に登録申請をします。
* 避難支援者が見つからない場合は、登録申請を先に行い、避難支援者が決まった後に変更申請をします。
- ③ 町（健康福祉課）は、台帳（個別計画）の写しを避難支援者に配布し、同意をされた人の名簿を各民生委員・児童委員、各自治会に配布します。
- ④ 避難支援者、民生委員・児童委員、自治会は、要援護者に対し、日ごろは見守りをし、災害時等は避難支援、安否確認等を行います。
- ⑤ 避難支援者は、安否確認をした内容を要援護者が所属する地域支援者に報告します。また、地域支援者と避難支援者は、日ごろから連携して要援護者を見守り、災害時には情報交換をします。
- ⑥ 災害時等に自治会は、関係機関共有方式で作成された名簿の備考欄に避難先を記載し、町（健康福祉課）に報告します。

4. 自分、地域、町の役割分担



(1) 自分（自助）

- ・ 自分の身は自分で守りましょう。
- ・ 避難や情報収集に関して心配がある方は、台帳への登録をしましょう。
* 被害の状況によっては、支援をすぐに受けられないときがあります。
- ・ いざというときのために自治会に入りましょう。
- ・ 地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・ 避難準備をしておきましょう。

(2) 地域（協働、共助）

- ・ 民生委員・児童委員、各自治会を中心に台帳（個別計画）の作成に協力しましょう。
- ・ 地域の安全のために見守り活動を推進しましょう。
- ・ 積極的に「避難支援者」を引き受けましょう。
* 支援ができなかったからといって、責任を負うものではないことを理解して支援の協力をお願いします。
- ・ 地域の安全対策のために自治会が最も重要な組織であることを各家庭に理解してもらおうよう推進しましょう。
- ・ 避難準備情報等の発令時、自分自身、家族の安全を確保した後、要援護者の状況を把握し、避難支援や救助に努めましょう。
- ・ 災害発生時は、未確認の要援護対象者の安否確認、救出支援も行います。
- ・ 災害発生後は、避難所の自治管理を行います。
- ・ 地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・ 避難支援の準備をしておきましょう。

(3) 町（公助）

- ・ 災害時要援護者登録同意の必要性をPRしていきます。
- ・ 台帳について、適切な情報管理を行うとともに定期的な更新を行います。
- ・ 民生委員・児童委員、自治会の協力を得ながら「箱根町災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を推進します。
- ・ 箱根町要援護者登録名簿の作成をします。
- ・ 災害発生後は、要援護者の安否（避難）情報の収集に努めます。
- ・ 状況に応じて福祉避難所の整備をします。

第3章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

1. 避難準備情報等の提供

町は、要援護者が避難行動を開始するための情報及び地域支援者が要援護者への避難支援を開始するための情報（以下「避難準備情報等」という。）を提供します。

また、町は要援護者の避難行動には比較的長い時間を要することを考慮し、安全な避難行動が行われるように迅速な情報等の提供をします。

2. 避難準備情報等の具体的な判断基準の作成

町は、要援護者に対する避難準備情報等の具体的な判断基準を作成します。
判断基準は、対象とする自然災害ごとに定めます。

3. 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達体制

町は、防災行政無線や広報車を活用して避難準備情報等を提供します。

また、発令された避難準備情報等が要援護者や避難支援者等に確実に届くよう、町は、地域支援者等と協力して、電話連絡、訪問等を基本とする情報伝達体制の整備に努めます。

さらに、町は多様な情報伝達手段の確保に努め、身体的特性等に応じたものを選択します。

(例)

ア. 視覚障がい者

防災行政無線、電話、訪問等

イ. 聴覚障がい者

FAX、訪問、電子（携帯）メール等

(2) 地域支援者

地域支援者は、避難準備情報等を知った場合は避難支援者に、電話、FAX、訪問等で避難支援者に情報を伝達します。

(3) 避難支援者

避難支援者は、防災行政無線や広報車、地域支援者等から得た避難準備情報をあらかじめ要援護者と打合せした方法により伝達します。



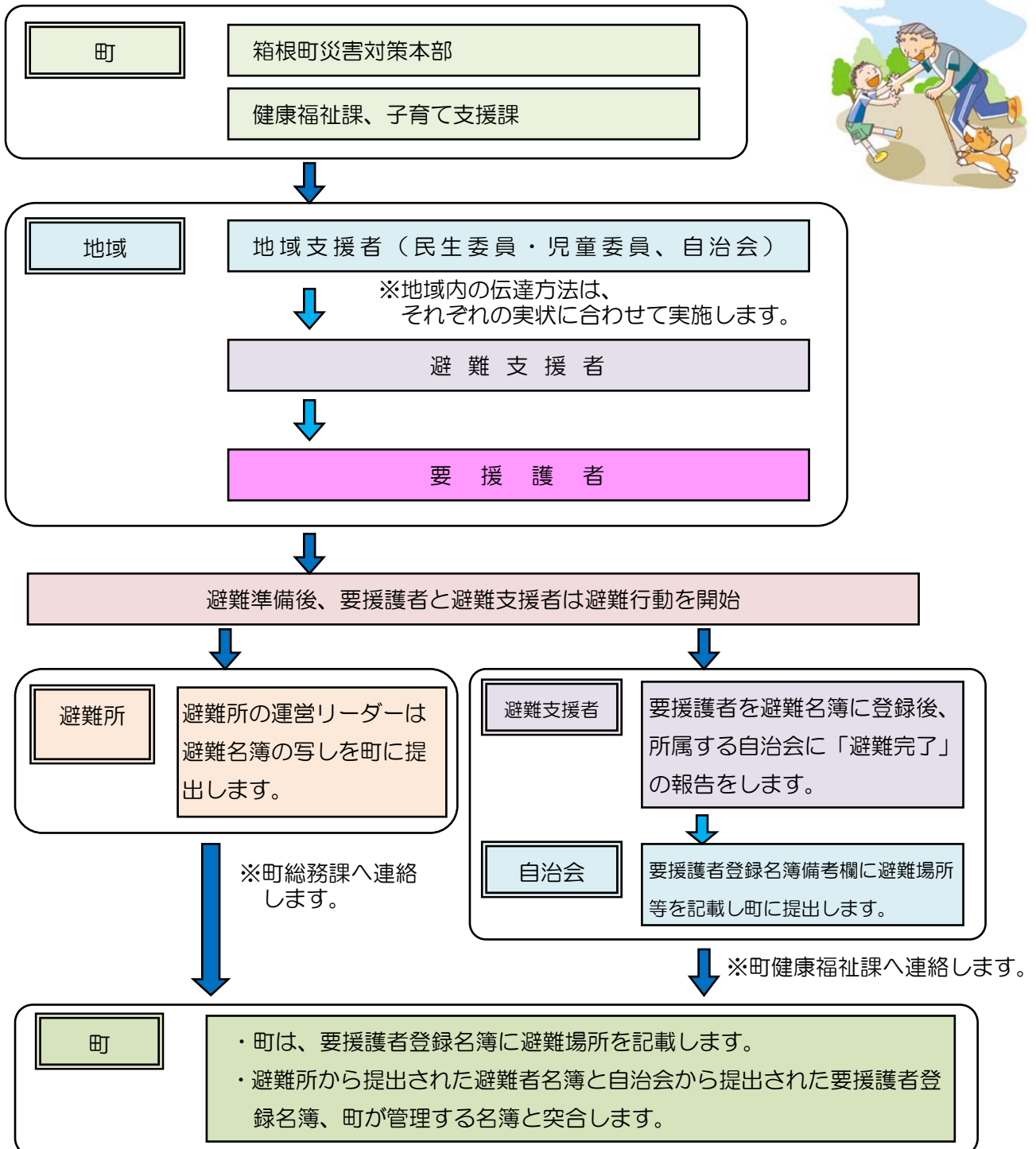
4. 情報伝達の流れ、避難誘導 【災害発生前】

・警戒情報が発表され、災害発生が予測される場合

浸水被害や土砂災害のおそれがある場合、または発生した場合において、避難等が必要と判断した時に危険性のある地域のみ伝達します。

・地震については、警戒宣言が発令された場合

*大規模地震により電話等の通信手段が途絶した場合は、町からの連絡を待たずに要援護者への情報伝達が必要です。



第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 要援護者の避難体制等整備

(1) 地域における避難体制整備

民生委員・児童委員、自治会等は、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

(2) 町における避難支援体制整備

町では、避難準備情報等に基づいて、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整えます。

(3) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

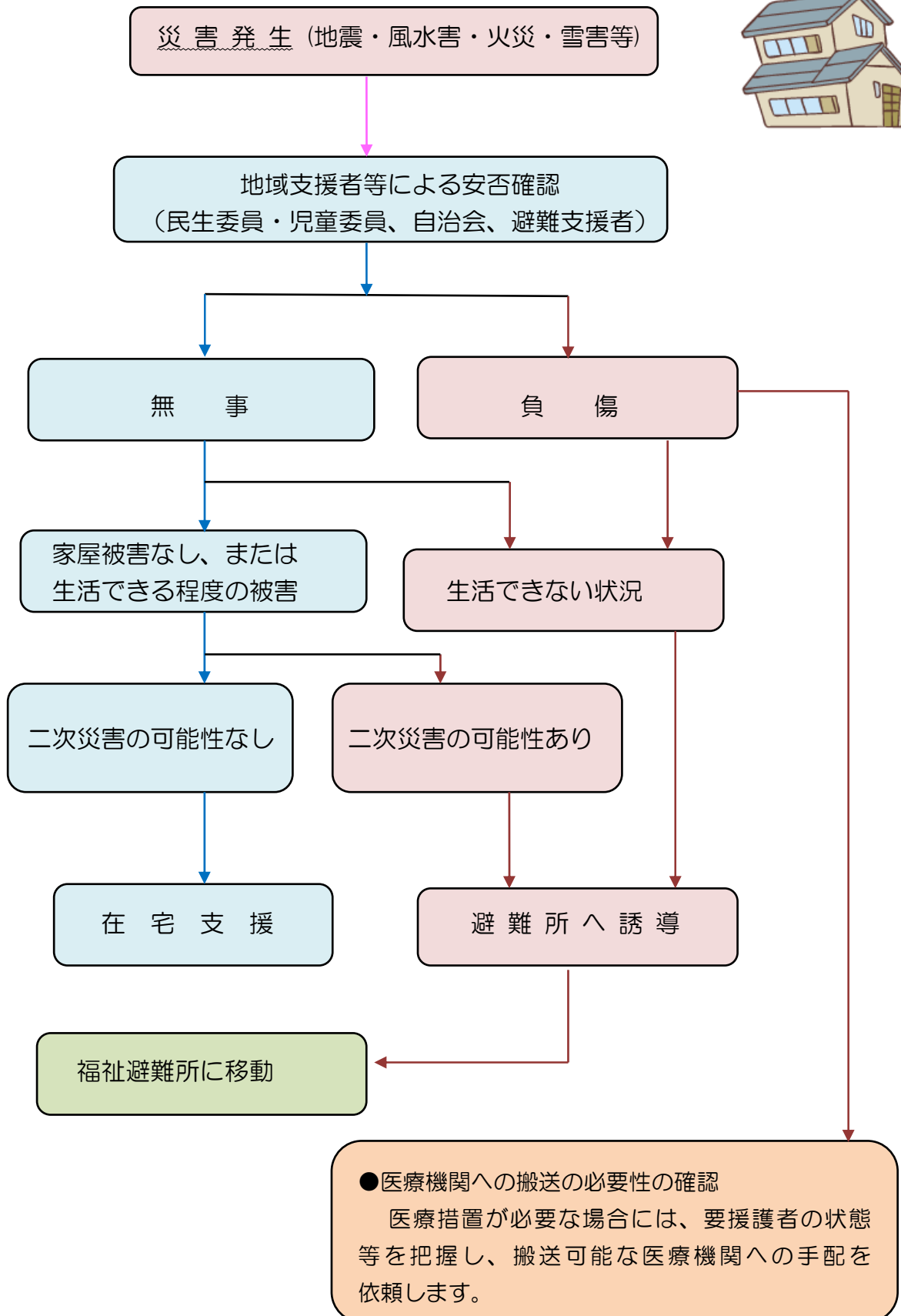
ア. 土砂災害警戒区域の指定をされている地域にお住まいの方は、前兆現象等に注意し「異常を感じた場合」、町からの「自主避難の呼びかけがあった場合」には速やかに避難所への避難を開始します。

イ. 町から「避難勧告・指示」があったときは定められた避難所に避難します。

《土石流に対する警戒基準（自主避難）及び避難基準（避難勧告）》

対象区域 (土砂災害警戒区域等)	警戒基準 (自主避難)	避難基準 (避難勧告)	雨量観測所	
			気象庁	県土木事務所雨量計
湯本地域	連続降雨量が200ミリを超え、更に降り続けると予想されたとき、または近隣で前兆現象（流水が濁り始めた、水位が変化した）が発見された場合	連続降雨量が300ミリを超え、かつ土砂災害警戒情報が発表された場合、または近隣で前兆現象（溪流内での転石の音、流木の発生等）が発見された場合	芦之湯雨量計	塔ノ峰、白銀山
温泉地域				浅間山、須沢
宮城野地域				宮城野、明神ヶ岳
仙石原地域				長尾峠、大涌谷
箱根地域				屏風山、箱根園

2. 災害発生後の避難誘導



3. 安否確認情報の収集体制

(1) 安否情報収集及び確認

町は、要援護者の安否（避難）情報を収集します。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、要援護者が避難先へ移送された場合や要援護者の親戚宅等への避難情報等を得た場合、町（健康福祉課）に報告します。



第5章 避難所等における支援体制の整備



1. 避難所の開設

町は、避難準備情報等に基づいて早期に避難所の開設を行います。開設にあたっては、町地域防災計画や本計画の第3章に示した情報伝達体制により、住民への周知を図ります。

また、避難所の運営は、町地域防災計画に基づいて行うものとします。

2. 避難所等の整備

町は、災害の種類に応じた避難所の指定を行うとともに、指定された避難所における通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進します。

3. 広域支援体制の確立

町は、町内の避難所が被災し、受入体制が整わないことに備えて、他の市町村との相互応援協定の締結に努めます。

4. 避難所における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、要援護者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となります。

このため、避難所の運営においては全体計画や個別計画を踏まえ、要援護者に対して十分な配慮を行います。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが楽な場所を確保します。

また、心の健康の観点からも、基本的な生活環境の確保は大変重要なため、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は、トイレ、冷暖房等を確保・設置する等、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、道路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理に配慮します。

(2) 物資・食料等の調達

要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資について、調達・供給に努めます。

要援護者に特に必要な物資については、資料「対象区分ごとの留意事項について」に記載されているものが想定されます。

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感をいただくことが想定されることから、テレビやラジオ等報道機関による情報や町からの情報を的確に要援護者へ提供していくことが必要です。

このため、提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にふり仮名を付けるとともに、図やイラストを用いる等、誰でも分かりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置等

要援護者の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なってくることが考えられることから、具体的な要援護者の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮します。また、窓口に来ない方や来られない方に対しては、巡回相談を実施します。

(5) 個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するように努めます。

なお、具体的には資料「対象区分ごとの留意事項について」等が考えられます。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関への移送

障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変化や、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するために専門家の協力を得ながら、心のケアを実施します。

また、同じような体験をした被災者同士がお互いの話を傾聴し合うピアカウンセリングは、被災者が抱える悩み等をより共感的に捉えることができ、同じ立場で一緒に解決策を考えていくことから、カウンセリングとしての効果が高いとされています。被災者の気持ちを傾聴するカウンセリング支援として、専門のカウンセラーだけでなく、家族や友人・ボランティアによるピアカウンセリングも重要となります。

※ピアとは、「仲間」という意味を持ちます。

(8) 避難所以外の要援護者への支援

被災した要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、屋外（テント）や自家用車内等で避難生活を送る人も想定されます。狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。こうした避難生活を送っている要援護者については、各関係機関の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施します。

また、災害をまぬがれた要援護者についても、生活を維持するためには、適切で継続的な保健福祉サービスの確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも協力しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

5. ボランティアとの連携

災害発生時に、要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとって大きな力となります。

このため、町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを立ち上げ、要援護者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受け入れ体制を整備する等、ボランティアが効果的に運用できるようなコーディネート体制の整備を図ります。



6. 生活リズムの適正保持

要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している場合があり、災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の実施等）を確保するようにします。

7. 仮設住宅への入居

避難所生活の長期化に伴い、仮設住宅を設置する場合は、避難所生活における要援護者の負担を軽減するため、次により支援します。

- (1) 要援護者については、なるべく早期に日常的な生活が送れるよう、仮設住宅の入居手続きを優先して行います。
- (2) 仮設住宅は、バリアフリー化や段差の解消等を可能な限り配慮した設備とします。

8. 仮設住宅入所者に対する生活物資の供給

仮設住宅に入居した場合、日常的な生活を送るためには生活物資の供給が必要となります。特に、生活物資については、流通が正常化するには、かなりの時間を要しますので、その間の生活の支援を行います。

9. 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制

仮設住宅に入居しても、不慣れた地域で生活を送ることになり、地域における支援体制の継続が必要です。

- (1) 町は、要援護者の巡回訪問を行なう体制を整備し、保健福祉サービス等の提供を行い、生活状況の把握に努めます。
- (2) 町は、近隣住民（地域支援者）や関係支援団体と連携を図り、生活支援を継続的に行います。
- (3) 仮設住宅において、要援護者が孤立しないように居住者や近隣の人、ボランティア等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を実施します。



第6章 日ごろの備え

1. いざという時に備えて

災害はいつやってくるか分かりません。被害が少なくてすむよう身の回りの安全対策や災害等が発生した場合の避難方法等、日ごろから準備をしておくことが重要です。

また、日ごろから防災対策に関心を持ち、地域の防災訓練に参加する等防災に関する知識を高め、支援体制も含めて、どのように避難すればよいかを考えておきましょう。

2. 住まいの建物の安全点検と対策

大規模な地震では、「新耐震基準が制定された昭和56年以前に建築された住宅」に多くの被害が出ると言われています。

このため、昭和56年以前に建てられた建物について、不安であれば耐震診断を行い、危険と診断された場合は、補強工事等の対策を行う必要があります。

また、建物だけでなく、門柱やブロック塀等の耐震性も点検するようにしましょう。

3. 家の中の安全対策

◆家具・電化製品の固定	<ul style="list-style-type: none">●倒れた物等でけがをしないよう、冷蔵庫、タンス、食器棚等の大きな家具類や電化製品は、固定金具等を使って固定します。●観音開きの戸が開いて中のものが飛び出したり、引き出しが飛び出したりすることを防止するためにストッパー等を取り付けます。
◆ガラスの飛散防止対策	<ul style="list-style-type: none">●割れたガラスでけがをしないようガラス飛散防止フィルムを貼ったり、ガラスを透明なアクリル板に変えると安全です。
◆収納の工夫や整理整頓	<ul style="list-style-type: none">●タンス等に収納する場合は、重い物は下部に、軽い物を上部に入れるなどの工夫をします。●災害時の避難通路を想定し、その通路の安全を確認しておきます。●家の出入り口を整理整頓し、避難の妨げになるようなものは置かないようにします。特に、寝室では、頭のほうに倒れてこないよう家具類の配置を工夫し、不要な物は置かずに、安全な空間を作ります。

◆収納の工夫や整理整頓	●タンス等の上には、重い物や落ちてくると危険なものを置かないようにします。また、棚の上のものが落下しないよう固定します。
◆消火器の設置	●消火器は身近な取り出しやすいところに置きます。 ●日ごろから、防災訓練に参加するなど、消火器の操作方法を習得しておきます。

4. 日常用持出品の準備と災害に備えた備蓄

災害に備えて、すぐに必要なもの、役立つものを非常用持出品として用意しておくことで安心です。

なお、大きな災害の場合は、救助に時間がかかることが考えられますので、一般的な防災グッズの他に、自分の障がいや病気に関係するものも、必ず用意しておきます。

◆非常用持出品	●両手が使えるように背おえるリュックサック等が便利です。 ●ひとまとめにし、いつでも取り出せるように、分かりやすい場所に置いておきます。 ●いつも同じ所に置き、夜間でも見えるように蛍光テープを貼るなどの工夫をします。 ●1年に数回は、中身のチェックをします。
◆飲料水の備蓄	●飲料水は、1人1日3リットルが目安です。最低3日分程度を常時用意しておくようにします。市販のミネラルウォーター等は、保存期間が長いものがあります。
◆食料品の備蓄	●乾パン、缶入りご飯、レトルト食品、フリーズドライ食品等を最低3日分備え、定期的に取り替えるようにします。特に食事制限がある人は1週間分用意します。
◆服薬治療中の場合	●3日分程度の薬を備えておくことが必要です。かかりつけ医と相談の上、なるべく手持ちがなくなる前に薬をもらうようにしておきます。 また、薬の名前と量、飲み方などを「台帳」に書いておきます

*資料「対象区分ごとの留意事項について」を参照

◎非常用持出品の例

- 防災頭巾・ヘルメット □ 食料 □ 飲料水 □ 常用の医薬品
- 懐中電灯 □ 乾電池 □ 携帯ラジオ □ 笛・携帯用ブザー等
- 軍手 □ コンパクトな雨合羽
- 生活用品（衣類、タオル、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品等）
- ライター □ 健康保険証、障害者手帳等のコピー □ 現金（小銭）
- 筆記用具 □ 台帳のコピー

*他にそれぞれの障がいに応じて必要なものを用意します。



5. 避難時の台帳等の携帯

災害が発生した場合は、町関係機関等を含む多くの人々が被災する可能性があるため、地域の人と協力して、「自分の身は自分で守る」という考え方が大切です。

災害時には、どんな状況下に置かれることになるのか予測がつかないため、障がいのある人たちにとって「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を周囲の人たちに的確に伝えるための準備をしておくことが重要です。

このため、町に登録しておき「台帳」のコピー、緊急会話カードを日ごろから携帯したり、非常用持ち出し袋に入れておきましょう。

6. 避難経路の確認

台帳の作成時は、地域の防災対策がどうなっているのか、自分が避難する避難場所がどこにあるのか、自宅からどのような経路を通っていくのが一番安全なのか等を事前に実際歩いてみたりしながら確かめておくことが大切です。

こんなところに気をつけて・・・

- 狭い道は倒壊物等で通れなくなることがあるため、なるべく広い道を避難経路にしましょう。
- 危険と思われるブロック塀や避けた方がよい階段や橋をチェックしましょう。

7. 外出時の備え

また、外出時に地震にあった場合の連絡方法や待ち合わせ場所を家族と話し合っ
て決めておきましょう。

所在はいつもわかるように・・・

- 外出時には、外出先を家族に伝えておいたり、メモ書きなどで所在が分かるようにしておきましょう。
- 外出時には、「台帳」のコピー、緊急会話カードや災害の情報を知るための携帯ラジオ等を持って、出かけるようにすると安心です。
- 笛や携帯用ブザー等を携帯しましょう。いざというときに、自分の位置を知らせることができます。

8. 日ごろのコミュニケーション

(1) 地域

大規模な災害が発生すると、交通網の寸断、通信手段の混乱などで、すぐには、消防や警察、公的機関からの救助が受けられない可能性があります。そのようなときに頼りになるのは、隣近所によるお互いの支援です。

このような支援が期待できる関係を、日ごろから築いておくとともに、要援護者本人や家族が、防災のための自主的な地域の活動に日ごろから積極的に参加し、災害時に支援が必要な状況を理解してもらうことが重要です。

災害が発生したときに、支援者自身がけがをする危険を少なくするとともに、地域住民がスムーズに支援できるよう、次の備えをしておきましょう。

近隣の人たちとの良好なコミュニケーションを・・・

- 日ごろから隣近所や地域の人たちとあいさつをして、顔なじみになりましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加して、避難経路や避難所を確認しておきましょう。
- 地域の行事や活動にも積極的に参加して、地域の人たちとのコミュニケーションを深めましょう。
- 民生委員・児童委員、自治会等を通じて、災害時に支援が必要であること、必要とする支援の内容を理解してもらいましょう。
- 目や耳の不自由な人は、特定の人を決めて、災害が発生したときに、情報を伝えてもらうようお願いしておくことも大切です。

(2) 家族

災害は、家族全員がそろっているときに起こるとは限りません。平日の日中などに災害が起こり、家族の避難場所が分からないと、要援護者は精神的不安からパニックを起こすおそれもあります。

災害発生に備えて、家族や身近な人と、具体的な避難方法、避難経路、連絡方法、役割分担等を話し合い、取るべき行動をまとめ、貼り紙等をしておくといざというときにあわてずに行動できます。

また、かかりつけの医療機関や福祉サービス事業者に、避難方法や緊急時の対応について相談し、記録に残しておくことも大切です。日ごろから災害についての話し合いをしましょう。

家族と災害について話し合いを・・・

- 地図で、自分の住んでいる地域の避難所がどこか確認しておきましょう。
- 家族で、休日等に非常用持出品を持って、避難所まで歩いて道順や危険箇所を確認しておきましょう。
- 避難所には多くの被災者が集まることが予想されます。家族等との待ち合わせ場所は分かりやすいように、具体的に決めておきましょう。
- 災害発生や避難勧告の発令等を知らせてもらう人を決めておきましょう。



第7章 災害発生時

予測されない災害等については、落ち着いて、あわてずに行動することが大切です。その時いる場所等によって、行動が異なりますので、冷静に判断して、自分の身を守り、被害を拡大させないことが大切です。

また、避難する際には、まわりの状況判断ができない場合があるので、単独での行動はせずに、家族や近所の人と声を掛け合って避難しましょう。

1. 家の中にいるときの安全確保

(1) 身の安全を確保する

- 丈夫な机やテーブルの下にもぐるなどして、揺れがおさまるのを待ちましょう。座布団、クッション等で身を守ります。
- 就寝中は、布団をかぶるなどして、落下物から身を守ります。
- 最初の大きな揺れがおさまっても余震があります。避難することができなくなった場合には、一番安全と思われる場所で揺れがおさまるのを待ちます。
- 建物の倒壊により閉じこめられたり、けがをして動くことができない場合は、決してあきらめずに、外の人に聞こえるように大声を出したり、笛を吹いたり、物をたたいたり、懐中電灯を点滅させるなどして、自分の居場所を知らせ、助けを求めます。



(2) 逃げ道を確保する

- 地震の揺れによって建物がゆがみ、ドアが開かなくなることもあります。玄関ドアや部屋の窓をすぐに関閉し、開けたままにしておき、避難できるようにしましょう。
- 地震の揺れで家具、電化製品、割れたガラス等の落下物に注意して、落ち着いて外の様子を確認してから避難します。
- 避難勧告や避難指示が出たら、非常用持出袋を持ち、隣近所の人などに避難所まで誘導をお願いし、早めに避難します。
- どこへ避難するかメモを出入口に貼るなど、行き先を明示し、動きやすい服装、底の厚い靴で避難します。

(3) 火の始末をする（コンロ、ストーブ、ガス、電気等）

- 揺れがおさまったら、コンロやストーブ、ファンヒーター等の火を消します。電気のブレーカーを一旦遮断し、できれば、電気器具のコンセントを抜いていくようにしましょう。
- ガス漏れの恐れがあるので、火の使用は控えます。また、電気器具がショートし、その火花で引火する恐れもあるので、スイッチ等には触らないようにします。もし、ガスの臭いがしたら、出入口や窓を開けて、なるべく早く家の外に出て、隣近所に知らせます。

(4) 火災発生の場合

- 火が出たらすぐ消火します。
- 「火事だ」と大声で叫び近所に助けを求め、消火器等で消火します。手近に消火器がない場合、座布団等でたたいて消火します。
- 自分で火を消すことができないと思ったら、すぐにその場から避難し、大声をあげたり、物をたたいたりして、隣近所に知らせて助けを求めます。
- 避難の際は、煙を吸い込まないように姿勢を低くして、タオル等を口に当て、左右どちらか一方の壁を伝って出口に向かいます。

(5) 情報の収集と自分の状況を伝える

- ラジオ・テレビ、防災行政無線、インターネット等から正しい情報を入手し、冷静に対応します。町の防災機関の指示に従って行動します。
- 隣近所の人に、日ごろから情報を伝えてもらえるよう頼んでおき、一緒に避難するようにします。
- 災害時に電話がつながりにくい時、「171番災害用伝言ダイヤル」を利用します。

(6) 外へ逃げる時はあわてずに

- 瓦や割れた窓ガラス、看板等が落ちてくることがあるので、むやみに外へ飛び出すことはやめましょう。建物の倒壊や火災の危険がある場合は、火災防止のため電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて、落下物に注意しながら外へ避難します。



2. 外出中のときの安全確保

外出する場合は、「台帳」のコピーを持って出かけます。

万が一、災害に巻き込まれた場合には、あわてないことが大切です。また、周りの人からの支援をためらわないでお願いしましょう。

(1) 道を歩いているとき

- 瓦やガラス等の落下の危険がある建物や、ブロック塀、自動販売機等倒れてくる危険があるものには近づかないようにします。
- 落下物やガラスの破片に気をつけて、カバン等の持ち物で頭や首筋を守ります。
- 一人で避難できない場合には、近くの人に安全な場所まで、一緒に行ってもらおうよう頼みます。

(2) デパート等の大きな建物の中にいるとき

- 大勢の人が集まる場所では、係員の指示や誘導に従います。
- 窓ガラスが割れたり、落下物が飛び込んでくることもあるので、窓には近寄らないようにします。
- エレベーターの使用は避けます。もし、エレベーターに乗っていたら、全ての階のボタンを押して、停止した階で降ります。途中で止まったら、非常用連絡電話等で、外部と連絡を取ります。
- 階段では、将棋倒しの危険があるので、駆け下りないようにします。
- 停電しても誘導灯や非常照明は点灯するので、あわてて出入口に殺到せず、係員の指示に従います。
- 出入口に殺到する人に巻き込まれてけがをしないように、周囲の人に援助を求めて避難させてもらいます。
- 煙が出たことを知ったときには、ハンカチやタオルで鼻と口をおおい、体を低くして這うようにして避難します。

(3) 鉄道、バス等に乗っているとき

- 出入り口に人が殺到することが予想されるので、巻き込まれないように注意します。
- 手すりやつり革、座席にしっかりつかまり、姿勢を低くし、車内アナウンスや乗務員の指示に従い、単独行動はやめます。
また、途中で止まっても、あわてて車外に飛び出さないようにします。
- ホームでは、時刻表、掲示板、時計、蛍光灯等の落下物に注意し、ベンチの下などに身を隠します。



(4) 車を運転しているとき

- ハンドルをしっかり握り、急ブレーキを避けて徐々に速度を落とし、道路の左側に停車しエンジンを止めます。
- 道路脇の駐車場や空き地があれば、そこに車を入れます。その際、倒れたり壊れたりするもののそばは避けるようにします。
- 周辺の混乱に巻き込まれるおそれがある場合などは、しばらく乗車したままで周囲の状況を見る必要があります。車に乗って停車しているときには、エンジンは切らずに、緊急発進しなくてはならない場合に備えます。
- カーラジオ等で正確な情報を入手します。
- 避難は徒歩が原則なので、避難のために車から離れる場合は、窓を閉めて、キーをつけておきます。（車でしか行動できない場合を除きます。）
- 止めた車から自力で出られなくなった場合には、クラクションを鳴らすなどして救助を求め、安全な場所や近くの避難所まで誘導してもらいます。

(5) けがをしたとき

- けがの程度が重いときは、近くの人に助けを求め、医療機関や警察、消防署等の防災関係機関に連絡してもらいます。
- 街頭で、通行や歩行が困難になったり、けがをした場合は、近くの人に障がいがある旨を伝え、必要な援助を求めます。このようなときに「台帳」のコピーが役に立ちます。

(6) 海辺に出かけたとき（津波から身を守る）

- 海辺に出かけたときは、津波情報や避難勧告の防災無線に十分注意をします。
- 海岸や河口近くにいるときは、強い揺れや長時間の揺れを感じたら、すぐに高台に避難します。万一、高台まで避難できない場合には、鉄筋コンクリートの4階建て以上の建物等に避難させてもらうのも1つの方法です。
- 津波警報や注意報が出た場合には、すぐに高台に避難します。
- 津波は、スピードが速く、繰り返し襲ってくるので注意します。
- テレビ、ラジオ等で正しい情報を確認します。

第8章 避難生活

避難生活はおおまかに自宅の場合と避難場所の場合とに分けられます。

環境が激変するため、体調が急激に悪化するなど、日ごろは一人で生活している人でも助けを受ける必要が出てくることも予想されます。

特に、避難所は混乱しており、様々な人々との雑居生活であるため、要援護者にとって、ストレスが溜まりやすく、孤立してしまう可能性があるため、周りの人たちで見守りをしましょう。



1. 避難所へ避難したとき

避難所へ避難したときは、受付で避難者名簿の記入を避難支援者と共に行うと同時に、所属する自治会に避難完了の報告をします。

その後、避難所の運営に携わる人に、どのような生活上の支障がありそうか、分かる範囲で伝え、状態を理解してもらうことが必要です。

また、避難所での生活は、避難している人同士の協力がないとうまくいきません。配慮や助けを頼むとともに、自分でできることは自分で行うことを基本とし、手伝えることがあれば、積極的に避難所の運営に関わるのが大切です。

2. 避難せず自宅で生活するとき

避難所へ避難せず、自宅やテント等で生活せざるを得ない場合は、自宅に残っていることを避難所のスタッフに知っておいてもらい、食料、水、支援物資の供給等の情報を伝達してくれる人を決めておくことが重要です。

3. 生活リズムの適正保持

災害発生時は、普段と生活が変わり体調を崩しやすいので、規則正しい生活に努め、体操等適度な運動を行うようにします。

4. 相談窓口

被災体験等や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変化や、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。これらを防止するために相談窓口を利用しましょう。

また、避難生活が長期化するような場合には、安心して生活ができるよう医療や福祉サービスについても相談しましょう。

対象区分ごとの留意事項
について



対象区分ごとの留意事項について

・・・高齢の方のために（ひとり暮らし・寝たきり・認知症）

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<p>【ひとり暮らし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本的には状況を判断し行動することはできますが、体力が衰え、行動機能が低下して緊急事態の察知が遅れることがあります。 ●避難生活に不安を覚えたり、避難することに消極的になる場合があります。 <p>【寝たきり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●老衰、心身の障害、傷病等の理由により、常時床についており、食事・排泄・入浴・衣服の着脱など日常生活動作に介助が必要です。 ●自分の状況を伝えたり、自分で判断することが困難な場合があります。 <p>【認知症】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一度獲得した知的機能が疾病等によって低下することで、自己や周囲の状況把握や判断が不正確になり、自立した生活が困難な状態となることがあります。 ●記憶力が低下しても感情やプライドは高く保たれているため、不安感が高ぶりやすく、幻覚の訴えや徘徊などの周辺症状の悪化が心配されます。 ●閉じ込められたり、動けなくなったりしたら、笛や声、あるいは物をたたいて自分がそこにいることをみんなに知らせ、助けを呼びます。 ●自分の状況を伝えたり、自分で判断することや行動することが困難な場合があります。 	
<p style="text-align: center;">安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にします。 ●万一の際の支援を、隣近所に依頼しておきます。 ●避難に備え、幅広いひも、車いす、担架、毛布などを用意しておきます。 	<p style="text-align: center;">災害発生時</p> <p>【本人】 (寝たきり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あわてて無理な行動はとらず、揺れがおさまったら、安全な場所に移動してもらいます。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●寝たきりなど、自力の避難が困難な人を避難させる場合は、支援者自身の行動も制約されることに注意します。 ●声をかけ名前を呼び、今の状況をわかりやすく話すようにします。
<p style="text-align: center;">非常用持ち出し品の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非常用持出袋（リュック等） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> 幅の広いひも <input type="checkbox"/> 常備薬リスト ●日ごろから、入れ歯や老眼鏡、補聴器等は身の回りに置く習慣をつけておきます。 	<p style="text-align: center;">避難誘導時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日ごろから服用している薬を携帯します。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保します。 ●移動用具がない場合、幅の広いひもや毛布で作った応急担架で移動させます。

避難生活時

【本人】

- 服薬が必要な場合や食事制限等がある場合は、申し出ます。

【避難支援者】

- トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節を行ないます。
- 必要に応じ、ホームヘルパー等の派遣を要請します。
- 認知症高齢者の徘徊症状については、周囲の人にも声をかけてもらえるよう理解を求めます。
- 服薬が必要な場合は、医療機関と連携する等の配慮が必要です。
- よく話を聞き、気持ちを汲んであげます。
- できるだけ被災前の人的交流を保てるよう配慮します。
- 心身の状態が変化しやすいので、周囲の人で見守ります。



対象区分ごとの留意事項について

・・・身体に障がいがある方のために（視覚に障がいのある方）

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<p>●視覚からの情報収集ができないことにより、災害の察知が遅れる場合があります。</p> <p>●普段は問題なく生活していた場所でも、災害発生時は倒壊や破損により家や避難経路等の状況が一変して安全に行動することが難しくなってしまう、その場から動けなくなる場合があります。</p> <p>※聴覚障がいも併せ持つ方は、コミュニケーション手段が障がいの生じた順で違ってくるので確認が必要です。</p>	
安全対策	災害発生時
<p>●非常用持出袋等の配置を常に一定にしておきます。</p>	<p>【本人】</p> <p>●大声で目が不自由であることを告げ、状況を教えてもらいます。</p>
<p>●手で触れて自分の周囲の情報を知るときに割れたガラスなどで怪我をしないように手袋等の用意をしておきます。</p>	<p>【避難支援者】</p> <p>●周囲の状況を確認し、誘導ができるようにします。</p> <p>●声をかけ名前を呼び、今の状況をわかりやすく話すようにします。</p>
<p>●必要に応じて「緊急会話カード」を作成します。</p>	避難誘導時
<p>●避難経路を確かめておきます。目が見える人と一緒にいくつかの経路を実際に歩き、周辺の情報を伝えてもらいながら避難経路を決めましょう。</p>	<p>【本人】</p> <p>●あわてて一人で行動せず、誘導してもらいます。</p>
非常用持ち出し品の準備	
<p><input type="checkbox"/> 眼鏡 <input type="checkbox"/> 時計（音声、触知式等）</p> <p><input type="checkbox"/> 白じょう杖（折りたたみ式等）</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時の連絡先（点字メモ）</p> <p><input type="checkbox"/> メモ用録音機 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ</p> <p><input type="checkbox"/> 常備薬</p>	<p>【避難支援者】</p> <p>●状況が把握しづらいため恐怖心を与えないようにやさしく説明し、誘導します。</p> <p>●杖を持たない側の手で支援者の肘の上を掴んでもらいながら、半歩前をゆっくり歩きます。</p> <p>●位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝え、離れている際には、その場から先の状況について説明します。</p>

<盲導犬使用者>

- ◆ドッグフードは、必ず多めに買い置きをします。
- ◆フィラリア症予防薬は冷暗所などに保管しておきます。
- ◆かかりつけの動物病院や給付団体の連絡先と併せて、かかりつけ以外の動物病院や各盲導犬協会の連絡先も把握しておきます。

避難生活時

【本人】

- 移動等は、近くの人に協力を求めます。

【避難支援者】

- 壁伝いに移動できる場所で、できるだけ出入口に近い場所を確保します。
- 情報提供等は、拡声器を使って音声情報として繰り返し流したり、拡大文字や点字を使用するように努めます。



対象区分ごとの留意事項について

・・・身体に障がいがある方のために（聴覚に障がいのある方）

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
<p style="text-align: center;">災害時推測される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。 ●音や声による情報が得にくく、手話や文字、図や身振りなどの視覚により情報を入手しています。 ●周囲の音から判断することが難しいので、緊急事態を理解することが困難になることがあります。さらに、電話、ラジオ、テレビ、防災無線情報からの情報を得ることが難しく、状況がつかめないまま家の中に閉じこもってしまう場合があります。 <p>※視覚障がいも併せ持つ方は、コミュニケーション手段が障がいの生じた順で違ってくるので確認が必要です。</p>	
<p style="text-align: center;">安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておきます。 ●補聴器、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末は、常に手元に置いておきます。 	<p style="text-align: center;">災害発生時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族や近くにいる人に災害の状況や周囲の様子、避難の必要の有無などを、手話や文字、図や身振りなどで伝えてもらう。 ●閉じ込められたり、動けなくなったりしたら、笛や声、あるいは物をたたいて自分がそこにいることをみんなに知らせ、助けを呼びます。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家の中に閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう必ず大きな声で安否確認を行います。
<p style="text-align: center;">非常用持ち出し品の準備</p> <p><input type="checkbox"/> 予備の補聴器や携帯用会話補助装置 <input type="checkbox"/> バッテリー、電池 <input type="checkbox"/> 筆談用具 ＊すぐに持ち出せる一定場所に置いておく。</p>	<p style="text-align: center;">避難誘導時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●揺れがおさまったら、近くにいる人に、聴覚、言語機能障がいであることを伝え、必要な援助を依頼し、避難誘導してもらいます。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手話や身振りで伝え、手を引いたり、軽く肩に手をかけて誘導します。

<聴導犬使用者>

- ◆ドッグフードは、必ず多めに買い置きをします。
- ◆フィラリア症予防薬は冷暗所などに保管しておきます。
- ◆かかりつけの動物病院や給付団体の連絡先と併せて、かかりつけ以外の動物病院や各聴導犬協会の連絡先も把握しておきます。

避難生活時

【本人】

- 近くにいる人に聴覚、言語機能障がいであることを伝え、理解してもらいます。
- 音声による情報収集ができない場合は、近くにいる人に手話や筆談等で情報を伝えてもらいます。

【避難支援者】

- 情報提供は、紙媒体や掲示板、見えるラジオ、テレビの文字放送等を活用し、音声による場合は、手話通訳者及び筆記者の配置に努める。



耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を表したものです。
「聞こえない・聞こえにくい」方は、日常生活の上で人知れず苦勞をされています。

聴覚障がいがある方は、障がいそのものが分かりにくいために誤解をされたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安は数知れなくあります。「聞こえない」ことが相手に分かれば相手はそれなりに配慮してくださいます。

対象区分ごとの留意事項について

・・・身体に障がいがある方のために（肢体に障がいのある方）

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<ul style="list-style-type: none"> ●車いす、杖等の補装具や日常生活用具を使用している場合が多く、被災時に破損していることが考えられます。 ●身体を動かすことにハンディキャップがあるため、自分の身体を守ることや、自力で避難することが困難な場合があります。 ●下肢に障がいのある方では、段差等があると一人では進めない方や歩行が不安定で転倒しやすい方もいます。 	
安全対策	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ●車いすの空気圧等定期的に点検しておきます。 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いすを使用している人は、振り落とされないようにし、安全な場所で助けを待ちます。 ●体の保持が不安定な人は、座る、這うなど姿勢を低くし、できれば何かに掴まり体が放り出されないようにします。 ●地震の後には道路上に障害物が増え、車いすによる通行も困難になるので、家族や近くにいる人などに避難誘導を頼みます。
<ul style="list-style-type: none"> ●寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にします。 	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家の中に閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう必ず声をかけて安否確認を行います。 ●家の中で地震がおこった場合に、自力で移動が困難な人は、頭をおおうようにして、できるだけ出入り口に近く、家具などが倒れない安全な場所に移動させます。
<ul style="list-style-type: none"> ●万一の際の支援を近隣の人に依頼しておきます。 	避難誘導時
<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路を確かめておきます。車いすを使用する場合は、実際に車いすで移動してみて、途中の段差や路上の看板など避難時に妨げになるものがないか確認しておきましょう。 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一人での移動が困難な場合は、近くにいる人に協力を求めましょう。
非常用持ち出し品の準備	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いすやストレッチャー等の移動用具と援助者を確保し、移動用具がない場合、幅の広いひもや毛布で作った応急担架で移動させます。 ●義足や杖などは濡れたコンクリートや砂の上ではすべりやすいので、足下に注意して誘導します。
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 紙おむつや携帯トイレ <input type="checkbox"/> 幅の広いひも、毛布（移動用） <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 補装具 	

<介助犬使用者>

- ◆ドッグフードは、必ず多めに買い置きをします。
- ◆フィラリア症予防薬は冷暗所などに保管しておきます。
- ◆かかりつけの動物病院や給付団体の連絡先と併せて、かかりつけ以外の動物病院や各介助犬協会の連絡先も把握しておきます。

避難生活時

【本人】

- 移動等は、無理をせず、近くの人に協力を求めます。


【避難支援者】

- トイレに近い場所を確保し、身体機能にあった安全なトイレを用意します。
- 通路の確保、段差を解消するよう工夫する。



対象区分ごとの留意事項について

・・・身体に障がいがある方のために（内部に障がいのある方）

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<p>●自力歩行や避難行動が困難な場合があるにもかかわらず、外見からは、障がいがあることが分かりにくいいため、支援を受けにくくなる可能性があります。</p> <p>●予定通り透析を受けられない最悪の事態も想定しておかなければならず、透析を受けられない間、食事管理を普段より厳しくすることが必要になります。</p> <p>【症状等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●心臓機能障がい・・・ペースメーカー等を使用している人もいます。 ●呼吸器機能障がい・・・酸素ポンペを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいます。 ●じん臓機能障がい・・・定期的な人工透析に通院している人もいます。 ●ぼうこう・直腸機能障害・・・腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具（蓄尿・蓄便袋）を装着している人（オストメイト）もいます。 ●小腸機能障がい・・・定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいます。 	
安全対策	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と調整し、連携して誘導、搬送方法を決めておく。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●いざという時のために、あらかじめかかりつけの医療機関から応急の医療的な対処のしかたや、医療機関に行けなくなった場合にどうしたらよいかを聞いておきます。 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化や急性心不全を引き起こすおそれがあります。 ●在宅酸素療法をしている人は、酸素吸入をいったん止めて、火災の危険性がないことを確認します。火災が発生している場合は、酸素吸入を止めて安全な場所へ移動します。 ●周囲の状況を確認し安全な場所へ移動し援助を待つようにします。 ●避難勧告などが出された場合は、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受けるようにします。 <hr/> <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けます。
	

非常用持ち出し品の準備

【じん臓機能障がい】
 必要な医薬品 医療機器材
 透析条件を記入したもの（自分のドライウェイトやダイアライザーのタイプなど）
 透析液加湿器のバッテリー、透析液パック（自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法をしている人）
 カリメートやケイキサレート（カリウム対策）

【ぼうこう直腸機能障がい】
 ストマ使用に必要な装具、関係用品（最低10日分）
 水 ウェットティッシュ
 輪ゴム ビニール袋 はさみ
 ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先

【呼吸器機能に障がい】
 人工呼吸器の非常用外部バッテリー
 予備の酸素ボンベ
 携帯用酸素ボトル

【喉頭摘出をしている人】
 予備の気管孔エプロン

避難誘導時

【本人】
 ●あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状の悪化や急性心不全を引き起こすおそれがあります。周囲の状況を確認し安全な場所に移動し援助を待つようにします。


【避難支援者】
 ●常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く、医療機関へ誘導、搬送します。
 ●移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具や援助者が必要な場合があります。

避難生活時

【本人】
 ●身体状況によって、栄養摂取の制限が必要な場合は申し出ます。
 【じん臓機能障がい】
 ●食事と水のコントロールが大切です。

【避難支援者】
 ●関係機関の協力を得て、巡回診療の手配に努めます。
 ●食事制限の必要な人の確認が必要です。
 ●薬やケア用品の確保が必要です。
 ●ストマ着用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・装具置場等が必要です。

対象区分ごとの留意事項について
 …… 難病の方のために

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで	
災害時推測される状況		
<ul style="list-style-type: none"> ●自力歩行や避難行動が困難な場合があるにもかかわらず、外見からは、病気があることが分かりにくいいため、支援を受けにくくなる可能性があります。 ●医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要な人がいます。 		
安全対策	災害発生時	
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と調整し、誘導、搬送方法を決めておきます。 ●医薬品について、対応できる医療機関の情報等を把握しておきます。 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あわてて無理な行動はとらず、周囲の状況を確認し安全な場所に移動し援助を待つようにします。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家の中に閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう必ず声をかけて安否確認を行います。 	
非常用持ち出し品の準備	避難誘導時	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常備薬リスト（病名、常備薬等） <input type="checkbox"/> かかりつけ医連絡先 （かかりつけの医療機関と相談し、いざという時に支援を得られる医療機関を記入したものを作っておきます。） 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日ごろから服用している薬を携帯して避難します。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●移動にあたっては、車いすやストレッチャー等の移動用具が必要な人がいます。 ●常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて医療機関へ連絡します。 	
		避難生活時
<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体の状況によって、摂食する際に食物の形態に工夫が必要な場合は申し出ます。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力が不通となった場合、人工呼吸器装着者は特に緊急を要するため、電力確保を最優先する。 ●異常を発見した場合は、医療機関などへの緊急連絡の協力をします。 		

対象区分ごとの留意事項について
 ……知的障がいがある方のために

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<ul style="list-style-type: none"> ●正確な状況把握や自身で危険を判断し行動することが困難なことがあります。 ●急激な環境の変化により、精神的な動揺が見られる場合があります。 	
安全対策	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ●笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけておきます。 	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●閉じ込められたり、動けなくなったりしたら、笛や声、あるいは物をたたいて自分がそこにいることをみんなに知らせ、助けを呼びます。
<ul style="list-style-type: none"> ●手助けが必要な内容や身元・連絡先などが分かるように「緊急会話カード」を用意します。 	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。 ●「ここにいるとけがをするから一緒に行こう」など、具体的な言葉をかけて誘導します。 ●言葉の内容がよく理解できない人には、手を引いたり軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないようにやさしく誘導します。 ●不安から大声を発したり異常な行動をしても冷静に対応し、大騒ぎしたり本人を叱ったりしないようにします。
<ul style="list-style-type: none"> ●家族や周囲の人たちは、日ごろから災害についてわかりやすい言葉で具体的に繰り返し説明したり、避難場所に実際に行ってみて場所を憶えておくよう心がけます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●身の回りの品や食べ物に特別なこだわりがある場合には、そのことを周囲の人たちに理解しておいてもらいます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。 	
非常用持ち出し品の準備	避難誘導時
<input type="checkbox"/> おくすり手帳のコピー <input type="checkbox"/> 台帳のコピー	<p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震の後は、落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っていますので、靴を履きません。 ●避難する時は、家族や隣近所の人たちと一緒にいきます。
	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必ず誰かが付き添うようにします。 ●地震が起こったら、机の下などへもぐるよう、手を引いて誘導します。 ●日ごろから服用している薬があれば携帯します。
	避難生活時
	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲とのコミュニケーションがうまくとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になることが考えられるため、間仕切りや個室の確保に努めます。 ●現在の状況やルール等を説明するときは、わかりやすい言葉で具体的に説明します。

対象区分ごとの留意事項について
 ・ ・ ・ 精神障がいがある方のために

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<p>●ストレスに弱く、疲れやすかったり対人関係やコミュニケーションが苦手な人が多いですが、適切な治療や服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。 ●災害発生時には、精神的動揺が激しくなり、避難場所での集団生活に適應できない場合があります。</p>	
安全対策	災害発生時
<p>●笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につけておきます。</p> <p>●災害時に手助けが必要なことや身元・連絡先などが分かる「災害時支援カード」を用意します。</p> <p>●家族と日ごろから本人が安心し、納得できるように避難方法について話し合っておきます。</p> <p>●身の回りの品や食べ物に特別なこだわりがある場合には、そのことを周囲の人たちに理解しておいてもらいます。</p> <p>●日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきます。</p>	<p>【本人】</p> <p>●あわてて無理な行動はとらず、周囲の状況を確認し安全な場所に避難します。 ●混乱して自分で決められない時は、近くにいる人たちに誘導を頼み、避難します。</p> <p>【避難支援者】</p> <p>●努めて冷静な態度で接し、わかりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させます。 ●手を引いたり軽く肩に手をかけて、恐怖心を与えないようにやさしく誘導します。 ●不安から大声を発したり、普段と異常な行動をしても冷静に対応し、大騒ぎしたり本人を叱ったりしないようにします。</p>
非常用持ち出し品の準備	避難誘導時
<p><input type="checkbox"/> おくすり手帳のコピー <input type="checkbox"/> かかりつけの医療機関のメモ <input type="checkbox"/> 台帳のコピー</p>	<p>【本人】</p> <p>●地震の後は、落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っていますので、靴を履きます。 ●避難する時は、家族や近くにいる人たちと一緒にいきます。</p> <p>【避難支援者】</p> <p>●必ず誰かが付き添うようにします。 ●地震が起こったら、机の下などへもぐるよう、手を引いて誘導します。 ●日ごろから服用している薬があれば携帯します。</p>

避難生活時

【本人】

- 避難所でのストレス等で、調子を崩すことがあるので、常時服用している薬は忘れずに飲みます。
- 落ち込みやイライラ、不安、幻覚、妄想、不眠等の症状が見られる時は、早めに相談するようにします。

【避難支援者】

- 周囲とのコミュニケーションがうまくとれないことで、トラブルの原因になったり、環境の激変で精神的に不安定になることが考えられるため、間仕切りや個室の確保に努めます。
- 急激な環境変化に適応できず、感情が高ぶりイライラして落ち着かなかったり状況に合わせた行動ができない人がいるので、親身になって相談に応じるようにします。
- 孤立してしまうことが多いため、家族や知人と一緒に生活できるよう配慮します。
- 関係機関と連携し、服薬の継続に努めます。



対象区分ごとの留意事項について

・・・妊産婦、乳幼児のために

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
災害時推測される状況	
<p>【妊産婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合もあります。 ●精神的動揺により、状態が急変することもあるため、避難行動のために場合によっては車いす等が必要になります。 <p>【乳幼児】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自ら危険を判断し、行動することが困難であるため、常時保護者の支援が必要です。 	
<p style="text-align: center;">安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児、妊婦が寝るスペースの周囲の家具・電化製品等は倒れないように工夫します。 	<p style="text-align: center;">災害発生時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あわてて無理な行動はせず、周囲の状況を確認安全な場所に移動し、必要な場合は援助を待つようにします。
<p style="text-align: center;">非常用持ち出し品の準備</p> <p> <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> バスタオル <input type="checkbox"/> ミネラルウォーター <input type="checkbox"/> 小さな保温性があるポット <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 缶詰等の離乳食 <input type="checkbox"/> スプーン等 <input type="checkbox"/> 小さなおもちゃ <input type="checkbox"/> おぶいひも <input type="checkbox"/> 着替えセット（乳幼児） <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 </p>	<p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分の安全、家族の安全を確認後、対象者の安否確認をします。家の中に閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう必ず連絡し、安否確認を行います。
	<p style="text-align: center;">避難誘導時</p> <p>【本人】 （妊産婦）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●転倒しないよう足元に注意して避難します。 ●母子健康手帳を携帯します。 <p>【避難支援者】 （妊産婦）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行動機能が低下している場合には、必要であれば同行者をつけます。 ●乳幼児に同行している保護者等に対しても冷静な態度で接し、安心させるよう努めます。 <p>（乳幼児）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必ず保護者等が付き添うようにします。 ●冷静な態度で接し、安心させるよう努めます。

避難生活時

【本人】

(妊産婦)

- 腹圧のかかる作業は控え、周囲に手助けをお願いします。
- アレルギーがある場合は申し出ます。

【避難支援者】

(妊産婦)

- 妊産婦や家族の不安を和らげることに努めます。
- 母子健康チェックのための受診を勧めます。

(乳幼児)

- 遊ぶことができる環境や遊具を確保します。
- オムツ交換、授乳場所を確保します。
- ミルクやおむつなどの必要物資を確認します。

(妊産婦・乳幼児)

- 避難所では、防音、防寒や衛生面での配慮は必要であり、特に臨月間近な妊婦については、医療機関との連絡体制を確保します。
- 心身の安定を図るための場所を確保します。(間仕切り、個室等)



対象区分ごとの留意事項について

・・・外国人の方のために

本人、家族の日ごろの備え	災害発生時から避難所生活まで
<p style="text-align: center;">災害時推測される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一部のを除いて、話すことはできても漢字等が読めない場合や災害時の用語が理解されにくいことがあり、情報が的確に伝わらないため、避難が遅れる可能性があります。 ●地震を知らない等、日本の災害事情や災害の対応に関する知識が不足している場合があります。 	
<p style="text-align: center;">安全対策、事前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練への参加や避難路、避難場所の確認をします。 ●同じ国の知り合い同士のネットワークに参加します。 	<p style="text-align: center;">災害発生時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あわてて無理な行動はせず、周囲の状況を確認安全な場所に移動し、必要な場合は援助を待つようにします。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分の安全、家族の安全を確認後、対象者の安否確認をします。家の中に閉じ込められたままになったり、逃げ遅れたりすることのないよう必ず連絡し、安否確認を行います。
<p style="text-align: center;">非常用持ち出し品の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害や緊急時の専門用語の対訳されたカード <input type="checkbox"/> 避難場所等が記載された地図 <input type="checkbox"/> 筆記用具とメモ用紙 	<p style="text-align: center;">避難誘導時</p> <p>【本人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地震の後は、落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っていますので、靴を履きます。 ●避難する時は、家族や隣近所の人たちと一緒にいきます。 <p>【避難支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正確な情報を身ぶり等を踏まえ伝達します。 ●避難場所への正確な誘導をします。

避難生活時

【本人】

- 避難者の中で外国語ができる人の協力を求めます。
- 文化が違いため、避難所のルールを説明します。

【避難支援者】

- 場合によっては、紙媒体に絵や記号で表現したり、身振り等で情報伝達をします。
- 必要に応じて、語学ボランティアの派遣依頼をします。
- 特有の生活習慣に配慮します。
例：宗教上の食事制限等



《緊急会話カード（イメージ）》



安全な場所に誘導してください。

何が起きているか〇〇〇〇で教えてください。

〇〇〇の連絡先はです。
〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇を捜してください。

私は、〇〇に障がいがありますので、伝達方法は△△をお願いします。

避難所まで誘導してください。

放送がありましたら、メモで伝えてください。

もう少しゆっくり話してください。

トイレの場所を教えてください。

手話ができる方は、いらっしゃいますか。

栄養摂取の制限があります。

犬の名前は〇〇です。盲導(聴導、介助)犬なのでよろしくお願いします。

ドッグフードを一日〇回、〇グラムお願いします。

盲導(聴導、介助)犬協会の連絡先
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇





箱根町災害時要援護者避難支援計画
平成24年3月

発行・編集 箱根町福祉部健康福祉課
発行所 〒250-0398
神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
電話 0460-85-7790 (ダイヤルイン)
F A X 0460-85-8124
E-MAIL web_fukushi@town.hakone.kanagawa.jp

